

見積書提出留意事項（総価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

○見積書の様式

日本年金機構ホームページに掲載される見積書の様式を使用してください。

※掲載場所：日本年金機構ホームページ＞日本年金機構について＞調達情報＞全国の調達情報＞見積依頼のお知らせ＞「見積書提出方法の変更について」

記入欄は全て記入し、記入漏れがないようにしてください。

自社の様式を使用した場合は有効な見積書となりませんのでご注意ください。

（こちらから再提出依頼の連絡をおこないます。）

○見積額

計算した結果、1円未満の端数は切り捨ててください。（消費税額も含む。）

見積額は消費税込（税率10%）の金額をご記入ください。（うち消費税の金額は必ず明記してください。）

○見積書の宛先

「日本年金機構 理事長代理人 会計・資産管理部長」宛にしてください。（見積公告別紙宛先参照）

○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

・見積書をご提出いただく際に、見積書等に必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。

※番号誤りが多くなっております。「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いします。

（「0（ゼロ）」を押し忘れますと、別の番号に送信される恐れがあります。）

○同等品の申請

仕様書記載の参考品番以外の商品により見積りを希望する場合は、納品予定物品のカタログ等を仕様書に記載の期日までに所管部署あて提示し、適合品である旨の了承を得る必要があります。

○注意事項

・天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。

決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申し出たこととみなします。

また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。

・辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

○見積書提出期限 令和8年9月8日（火）午前11時まで（必着）

見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

○決定日 令和8年9月10日（木）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部掲示板にて結果を掲示しますのでご確認ください。

○見積書及び積算内訳書の郵送（契約事業者のみ）

契約事業者は、契約締結から1週間以内に見積書と積算内訳書の原本を調達管理部契約グループに郵送してください。

積算内訳書は、任意の様式により見積金額の内訳が分かるものとしてください。

（納品物ごとの金額や諸経費の金額等がわかるもの）

○照会先

見積書提出に関すること：調達管理部契約グループ 榎本・田村（TEL：03-6892-0722）

仕様書の内容に関すること：仕様書に記載の所管部署

仕様書【物品の購入】

件 名	液晶テレビ（立川年金事務所）【南関東】
規 格	別紙 1 のとおり
数 量	別紙 1 のとおり
納品期限	令和 8 年 1 1 月 3 0 日（月）
納品場所	日本年金機構 立川年金事務所 〒190-8580 東京都立川市錦町 2-12-10 ※納品場所担当者及び連絡先は、受託事業者決定後に別途通知する。
納品に係る 注意事項	・ 納品は、事前に納品場所担当者と日程調整のうえ、平日 9 時 00 分～17 時 00 分の間に行うこと。 ・ 必ず未使用品を納品することとし、納品した製品に付属する取扱説明書等のドキュメントについても併せて納品すること。 ・ 製品の設置予定場所にある入替対象のテレビについては無償で引き取ること。なお、引き取り後に処分する場合には、関係法令を遵守し、受託事業者の責任において確実に行うこと。 ・ 納品後、速やかに納品書の写しを担当部署に提出すること。 ・ 車両を利用する場合は、事前に納品場所担当者へ車両申請を行うこと。 ・ 梱包・養生資材は持ち帰るとともに、開梱時及び養生脱着時に発生した塵芥についても処理し、建物内に残さないこと。 ・ 納品作業に際しては、必要に応じて養生等を行い、建物や備品等に破損が生じないように安全を確保し行うこと。 ・ 建物や備品等に破損が生じた場合、その復旧等に要する費用は受託事業者の負担とすること。 ・ その他、敷地内における作業は納品場所担当者の指示に従うこと。
費用の見積 に関する注 意事項	・ 参考品番以外の商品により見積もりを希望する場合、別紙 2「同等品申請書」に納品予定物品のカタログ等を添付のうえ、令和 8 年 9 月 1 日（火）17 時までに担当部署に提示し同等品である旨の承認を得ること。 ※申請は郵送による。期限までに申請書の原本及びカラー印刷されたカタログ等資料が担当部署に到着していること。 ※回答は令和 8 年 9 月 4 日（金）までに電話または F A X にて行う。 ・ 公告期間中に現地確認（詳細な範囲の確認）が必要な場合は、令和 8 年 9 月 4 日（金）までに、担当部署が指定した日時に実施すること。現地確認の申請は、現地確認実施希望日の 2 営業日前の正午までに担当部署へ連絡を行うこととし、現地確認実施希望者は、現地確認受付時（もしくは現地確認実施時）に現地確認参加申込書兼守秘義務誓約書（様式 1）を作成し、担当部署へ郵便又は F A X にて提出しなければならない。なお、F A X で提出した場合には、入札申込締切日までに様式 1 の原本を、担当部署へ、送付すること。 ・ 現地確認を行わずに見積額を算出した場合で、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。 ・ 調達物品の運搬、納品、組み立てにかかる一切の経費について見込むこと。

その他	・本業務の従事者は服装、名札の着用等により、本業務の従事者であることが認識できるようにしておくこと。 ・本業務を実施する際は、業務のため立ち入りを許可された場所以外への無断立ち入りをしてはならない。 ・本業務の全部または主体的部分を第三者へ委託することは認めないものとする。なお、本業務において主体的部分とは、作業の管理業務、現場の指揮命令及び費用の請求をいう。 ・本業務の実施にあたり、業務遂行上知り得た個人情報、及び日本年金機構の組織及び業務内容等一切の情報について、委託期間のみならず、業務終了後においても第三者に漏洩しないこと。 ・指定された納品数量・規格と異なる場合は、直ちに指定した数量、規格を再納品すること。 ・納品された物品に重大な欠陥が発見された場合、受託事業者の責任において速やかに交換すること。 ・その他、本仕様書に定めのない事項については双方協議の上、決定するものとする。 ・仕様書への質問は、別紙３の様式を参考として質問書を作成し、担当部署へ提出すること（提出期限・提出方法等の詳細は別紙３参照）。
担当部署	〒168－8505 東京都杉並区高井戸西 3－5－24 日本年金機構 本部 会計・資産管理部 管財グループ 担 当 愛甲 連絡先 T E L 03－6892－0727 F A X 03－6892－7993

品 名	液晶テレビ
規 格	サイズ：50型ディスプレイ 解像度：3840×2160 以上 カラー：ブラック系 重量：10kg 程度 スピーカー：8W 以上かつ2カ所以上 入力端子：HDMI 端子2カ所以上、USB 端子1カ所以上
施 工	納品場所担当者が指定する壁面へ壁掛け設置すること。 壁掛けに必要な部材もあわせて納品すること。
参 考 品 番	アペックス AP5040BJ パナソニック TV50W80B
数 量	1台

令和 年 月 日

同 等 品 申 請 書

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 岡部 太 殿

所在地
会社名
代表者名

⑩

「液晶テレビの購入（立川年金事務所）【南関東】」において、仕様書記載の物品と同等又は同等以上の物品として、別添の物品をもって見積書を提出したく申請します。

【様式1】

★現地確認を希望する場合は本様式を希望日の2営業日前の正午までに所管部署へ到着するようFAXもしくは郵送等にて提出すること。（FAXでの提出の場合は、到着確認の電話を行うこと。また、入札申込締切日までに原本を郵送等により所管部署へ送付すること。）

現地確認の実施期限：令和8年9月4日（金）

現地確認参加申込書 兼 守秘義務誓約書

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 岡部 太 様

住 所
商号又は名称
代 表 者氏名

⑩

令和8年8月26日付で公告のありました「液晶テレビの購入（立川年金事務所）【南関東】」に係る現地確認を申し込みます。

○ 参加者（代表者）： _____
○ 参 加 人 数： _____ 名
○ 希 望 日 時：令和 年 月 日 時 分

担当者名： _____
電話番号： _____
FAX番号： _____

なお、現地確認にあたり、下記のとおり誓約します。

記

1. 現地確認時において知り得た一切の情報（以下「秘密情報」という。）について、当該入札の目的以外で使用しないこと。
2. 現地確認時において知り得た秘密情報について、第三者に開示、漏洩、目的外利用、又は自ら不正に使用しないこと。
3. 入札しない場合又は落札できなかった場合は、速やかに秘密情報を破棄すること。
4. 上記各誓約事項に違反して日本年金機構に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うこと。